

議員提出第三十七号議案

今臨時国会における地域主権関連三法案の成立を求める意見書

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」、「国と地方の協議の場に関する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」のいわゆる地域主権関連三法案は、今後の地方自治の進展に不可欠なものであり、これまで、その早期成立を求めてきたところである。

しかしながら、今臨時国会の会期末が迫る中、未だ成立の見通しが立っていないことは誠に遺憾である。

地域主権改革・地方分権改革は、与野党を超えて強力に推進すべきものであり、もはや議論している段階ではなく、実行に移す段階である。

よって、国会及び政府におかれては、地域主権改革・地方分権改革の第一歩となる地域主権関連三法案を、今臨時国会において必ず成立させるよう、強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十一月二十六日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 西岡武夫殿

内閣総理大臣 菅 直人殿

総務大臣 片山善博殿